

東京都関係社会福祉法人の障害者支援施設あて発行しております。

**東社協福祉施設経営相談室だよりNo.94** 平成23年8月16日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

[k\\_soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:k_soudan@tcsw.tvac.or.jp) をご利用ください。

## 障害者支援施設23年度の「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金」収入をどのように区分経理するか？ (全2枚)

障害者支援施設を対象とする23年度「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金」については、従前の算定方法に大幅な改訂がありました。障害者支援施設については、施設入所支援と日中活動に係る経理区分の分離において、①サービス推進費内訳の計上区分②本則第4基本補助と努力実績加算が21年度の交付額を下回るときの激変緩和の実施(21年度交付額×0.9を下限とし、それにサービス評価・改善計画加算を加えた額)の扱いについて、当相談室にご相談があり、東京都障害者支援施設サービス推進費所管に照会した結果を以下にお知らせいたします。

### <前段—区分経理の要請>

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」によれば、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分することとされています。

具体的には、障害者支援施設(障害者自立支援法第5条 12 項)において、施設入所支援を行うとともに、生活介護事業を行う施設においては、「施設入所支援」と「生活介護」の経理区分を設置して、収入支出を区分経理します。

したがって、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金についても、「施設入所支援」に計上する収入と「生活介護」など障害福祉サービスに計上する収入に区分する必要があり、それぞれの計上額をどのように算定するか検討を要します。

基本的には、サービス推進費のうち、基本補助の部分は、障害福祉サービス毎に算定されており、合理的な区分が可能ですが、利用者の障害程度区分を基礎に算定される加算については、「施設入所支援」と「生活介護」などの施設入所支援以外の施設福祉サービスの利用者が同一利用者となる場合が多く、補助金収入を「施設入所支援」と「生活介護」などのいずれに計上すれば良いかについては、明確に区分単価が表示されている場合はそれにより、そうでない場合は所定事項として按分基準を設定の上、各経理区分において収入することが考えられます。

また、医療的ケア充実加算や特定疾患等対応加算のように利用者の障害程度区分の要件に加えて、障害者支援施設の体制の整備を基礎として算定される加算についても、同様に「施設入所支援」に計上すれば良いのでしょうか。

<激変緩和措置－23年度特例計算との差額の取扱>

基本補助と努力実績加算が、21年度交付額を下回る時、21年度交付額×0.9を下限とし、それにサービス評価・改善計画加算を加えた額が交付される。

事例：23年度の基本補助32,500千円

（内訳：施設入所支援22,500千円、生活介護10,000千円）

23年度の努力実績加算 なし

21年度の交付額 60,000千円

23年度のサービス推進費補助金は以下のように算定されます。

激変緩和によるサービス推進費補助金：60,000千円×0.9＝54,000千円

都補助金の額：54,000千円。

∵ 21年度交付額×0.9(＝54,000千円)＞23年度補助金(32,500千円)

→ 大きい方 →54,000千円

サービス推進費補助金収入の会計処理にあたり、激変緩和によるサービス推進費補助金の額54,000千円と23年度の本則により算定された補助金32,500千円との差額(21,500千円)について、収入の区分を検討する必要があります。

(区分収入の方法のいくつか)

- ①激変緩和によるサービス推進費と23年度の算定方法による補助金の差額(21,500千円)については、上記23年度補助金32,500千円の内訳とした「施設入所支援」と「生活介護」の比率(2.25:1)と同様の割合に応じて按分収入する。
- ②「施設入所支援」と「生活介護」の自立支援給付費の割合に応じて按分する。
- ③「施設入所支援」と「生活介護」の人件費の割合に応じて按分する。
- ④「施設入所支援」と「生活介護」の定員数の割合に応じて按分する。
- ⑤「施設入所支援」と「生活介護」の利用者数の割合に応じて按分する。

上記のいずれによるべきかについては、東京都としては、基本的に社会福祉法人の所定決定事項として位置づけつつも、「施設入所支援」経理区分等に一括して計上するのではなく、説明が可能な合理的な按分基準により、関係経理区分に収入計上することで差し支えないとの考えです。

上記①～⑤については、①が妥当なものと考えられますが、最善とも言えず②～⑤の主体的な判断を排除する理由もないと思われます。(以上)

本相談室たよりNo.94は、関係部会のF N X ( F A X の一斉送信 ) を利用しており、障害者支援施設のみにお送りするべき本相談室たよりNo.94を障害者支援施設でない旧法に基づく入所施設さまにもお送りすることをご容赦ください。